都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																													
		1. 就学援助制度の周知方法																													
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	42	39	17	6	18	32	43	2	1	8	8	1	2	37	0	3	3	5	14	24	0	0	0	8	8	19	4	36	33	8	10	10
大阪府	大阪市	○	○		○	○	○	○									○	申請締切を設定している早期申請と一般申請、一般申請の締切を過ぎた後に随時申請がある。早期申請と一般申請は年度当初から援助し、随時申請は申請日以降（ただし、受給資格の発生日が申請日以降の場合はその日）から援助する。（月ごとの援助ではない）	○									○			○	日本語以外7ヶ国語のパンフレットを作成、申請書・パンフレット等ルビ入り版も作成
大阪府	堺市	○	○	○	○		○	○							○										○		○		○	○		○	就学援助制度のお知らせを7か国語（英語、中国、韓国、朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語）に翻訳し、HP上にて公開している。
大阪府	岸和田市	○	○				○	○							○						○								○	○			
大阪府	豊中市	○	○	○		○		○					○							○									○	○	○		
大阪府	池田市	○	○	○		○	○	○							○				○											○		○	年度当初だけでなく、年度途中にも複数回申請案内の配付を実施
大阪府	吹田市	○	○	○		○		○							○					○							○		○	○			
大阪府	泉大津市	○	○	○			○	○		○	○	転（編）入学時に教育委員会窓口および各学校で説明を行う。			○					○							○		○	○			
大阪府	高槻市	○	○	○				○							○					○					○	申請について、申請者が学校長に委任した場合は、申請者に代わり学校長が教育委員会に申請書を提出	○		○	○			
大阪府	貝塚市	○	○				○	○							○						○						○		○	○			
大阪府	守口市	○	○	○				○							○						○						○		○	○			
大阪府	枚方市	○	○	○			○	○							○										○	援助希望者が枚方市立小中学、教育委員会、市役所、支所のいずれかに提出（申請希望者のみ提出）			○	○			
大阪府	茨木市	○	○	○		○	○	○			○	CSW、SSW、こども食堂などの関係団体に案内を送付し、対象となりそうな世帯がいたときに、案内を配布してもらうよう依頼			○				○								○		○	○	○	○	CSW、SSW、こども食堂などの関係団体に制度について説明し、周知を依頼
大阪府	八尾市	○	○				○	○							○						○								○	○	○		
大阪府	泉佐野市	○	○				○	○							○					○								○	○	○		○	目につきやすいように案内用紙は色紙を使用。
大阪府	富田林市	○	○	○			○	○							○						○				○	富田林市役所金剛連絡所においても申請手続き可能	○		○	○			
大阪府	寝屋川市	○	○	○		○	○	○			○	生活保護が廃止になった保護者へ生活保護担当課から案内			○					○					○	電子申請システムを利用して教育委員会に提出（申請）			○	○			
大阪府	河内長野市	○	○				○	○			○	各学校に対して制度を書面で周知			○						○				○	当初申請については、非課税及び均等割のみ課税世帯は教育委員会でも受付。 上記以外及び随時申請については在籍学校に提出。				○			
大阪府	松原市	○	○			○		○			○	1月末より募集を開始するため、3学期始業日に就学援助制度の書類を配布。			○						○							○	○	○	○		

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	42	39	17	6	18	32	43	2	1	8	8	1	2	37	0	3	3	5	14	24	0	0	0	8	8	19	4	36	33	8	10	10
大阪府	大東市	○	○				○	○			○	市庁舎内モニターに案内を掲載			○						○									○		○	市立小中学校の全児童生徒を対象に、就学援助制度の案内および申請書（記入例含む）を配布
大阪府	和泉市	○	○				○	○							○						○								○	○		○	転入者について、ひとり親等の認定条件に当てはまる可能性が大きい方については就学援助制度の説明を行っている。
大阪府	箕面市	○	○			○	○	○							○						○				○	申請の意思を全世帯に確認するため、希望しない世帯は希望しない旨を回答したアンケートを学校に提出。	○		○		○		
大阪府	柏原市	○	○		○	○	○	○							○						○						○		○	○			
大阪府	羽曳野市	○	○				○	○			○	就学時健康診断及び入学説明会の案内送付時に、新入学用品費の早期支給の案内を同封し送付			○						○									○	○			
大阪府	門真市	○	○				○	○							○						○								○	○	○		
大阪府	摂津市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○		○	○			
大阪府	高石市	○	○	○			○	○							○					○									○				
大阪府	藤井寺市	○	○			○	○	○							○						○				○	藤井寺市オンライン窓口にて申請	○		○				
大阪府	東大阪市	○	○	○			○	○							○						○								○	○	○		
大阪府	泉南市	○	○		○			○							○						○							○	○	○	○		
大阪府	四條畷市	○	○			○		○							○					○							○	○	○	○			
大阪府	交野市	○	○	○			○	○							○				○	○	○						○		○	○			
大阪府	大阪狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○						○						○						○		○	○			
大阪府	阪南市	○						○			○	就学時健康診断の案内時、就学通知時に同封					○	当初認定申請締切日を設定し、期限内の申請については当初認定、期限後については提出日からの認定。			○								○	○			
大阪府	島本町	○	○					○						○						○									○	○			
大阪府	豊能町	○				○	○	○							○						○								○	○			
大阪府	能勢町	○	○	○		○	○	○	○								○	町で指定した期間で締切を設定し、各期間の始めから援助			○						○					○	申請のない家庭でかつ必要な家庭へSSW等により、案内してもらう

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
43	43	42	39	17	6	18	32	43	2	1	8	8	1	2	37	0	3	3	5	14	24	0	0	0	8	8	19	4	36	33	8	10	10
大阪府	忠岡町	○	○				○	○							○					○							○		○	○			
大阪府	熊取町							○							○					○									○	○			
大阪府	田尻町	○	○					○						○							○												
大阪府	岬町	○					○	○							○				○								○		○				
大阪府	太子町	○	○			○	○	○							○					○							○					○	窓口申請以外にオンラインでの申請も可能にし、周知文書に申請フォームの二次元コードを載せたり、町ホームページや町LINE公式アカウントから申請フォームを利用できるようにしている。
大阪府	河南町	○	○			○	○	○							○						○											○	制度の案内を町立小中学校の全児童生徒に配付
大阪府	千早赤阪村	○	○			○	○	○							○						○								○				

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																			
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																			
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																			
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ. （入学は異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
43	43	40	1	2	0	0	0	0	40	0	0	1	0	0	0	0	0	1	12	27	0	29	31	22	8	12	4	1	1	7	8	8	0	1	0	0	0	1	1
大阪府	大阪市	○							○											○					○													
大阪府	堺市	○							○											○		○	○		○													
大阪府	岸和田市	○							○											○		○	○				○	○			○	就学時健康診断の案内とともに配布						
大阪府	豊中市	○							○										○			○	○	○		○												
大阪府	池田市	○							○											○		○	○	○		○												
大阪府	吹田市	○							○											○		○	○	○		○												
大阪府	泉大津市	○							○											○			○	○														
大阪府	高槻市	○							○											○		○	○	○														
大阪府	貝塚市	○							○										○			○	○							○								
大阪府	守口市	○							○											○		○	○	○						○								
大阪府	枚方市	○							○											○		○	○								○	小学校入学予定者の就学時健康診断の案内送付時（10月郵送）に、就学援助費小学校入学準備金に関する案内を同封している。							
大阪府	茨木市	○							○											○		○	○	○		○					○	（8月）児童扶養手当現況届受付ブースに案内を設置 （10月）就学時健康診断の案内とともに配布							
大阪府	八尾市	○							○										○			○	○								○	就学時健康診断の案内の際に制度の説明および申請書を配布							
大阪府	泉佐野市	○							○											○		○		○	○	○												
大阪府	富田林市	○							○											○		○	○	○														
大阪府	寝屋川市	○							○										○			○	○	○		○												
大阪府	河内長野市	○							○											○		○	○								○	対象年齢児童をデータ抽出し、全員に対して郵送で案内を配布。							
大阪府	松原市			○																														○				

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	40	1	2	0	0	0	0	40	0	0	1	0	0	0	0	0	1	12	27	0	29	31	22	8	12	4	1	1	7	8	8	0	1	0	0	0	1	1
大阪府	大東市	○							○											○		○	○	○	○						○	市庁舎内モニターに案内を掲載							
大阪府	和泉市	○							○										○			○	○							○									
大阪府	箕面市	○							○										○			○	○			○													
大阪府	柏原市	○							○											○			○		○														
大阪府	羽曳野市	○							○										○				○								○	就学時健康診断及び入学説明会の案内送付時に同封し入学予定者全員へ周知。							
大阪府	門真市		○									○																											
大阪府	摂津市	○							○										○			○	○	○	○	○	○												
大阪府	高石市	○							○											○			○	○															
大阪府	藤井寺市	○							○											○		○	○			○				○									
大阪府	東大阪市	○							○											○		○	○	○															
大阪府	泉南市	○							○									○				○	○							○									
大阪府	四條畷市	○							○											○		○			○														
大阪府	交野市	○							○											○				○															
大阪府	大阪狭山市	○							○											○		○	○	○	○	○	○		○	○									
大阪府	阪南市	○							○											○		○									○	就学時健康診断の案内時、就学通知時に同封							
大阪府	島本町	○							○											○			○	○															
大阪府	豊能町	○							○											○		○	○							○									
大阪府	能勢町	○							○											○		○	○	○		○													

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																				
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）									＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
43	43	40	1	2	0	0	0	0	40	0	0	1	0	0	0	0	0	1	12	27	0	29	31	22	8	12	4	1	1	7	8	8	0	1	0	0	0	1	1
大阪府	忠岡町	○							○										○			○	○	○														
大阪府	熊取町	○							○										○					○														
大阪府	田尻町	○							○										○			○	○				○											
大阪府	岬町	○							○										○					○														
大阪府	太子町			○																																	○	就学援助費の支給は学校を通じて学校諸費振替口座に払込しているため、入学後の4月中旬頃に早期支給を行っている。
大阪府	河南町	○							○											○						○												
大阪府	千早赤阪村	○							○											○				○														

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに○）																											（1）当てはまるもの１つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他									
43	43	41	1	1	0	0	0	0	41	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11	30	0	1	0	0	0	0	0	19	2	16	1	0	0	5	5
大阪府	大阪市	○							○											○								○							
大阪府	堺市	○							○											○								○							
大阪府	岸和田市	○							○											○											○				
大阪府	豊中市	○							○										○									○							
大阪府	池田市	○							○											○														○	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、既存の認定基準に係る所得制限を緩和
大阪府	吹田市	○							○											○								○							
大阪府	泉大津市	○							○											○														○	就学援助金の受給要件に該当しない世帯で、経済的理由で、公立小中学校への児童生徒の就学が困難な保護者と学校が判断した場合、学校長から教育委員会へ申し立てることにより、特例措置として認定する。
大阪府	高槻市	○							○											○								○							
大阪府	貝塚市	○							○										○															○	特になし
大阪府	守口市	○							○											○										○					
大阪府	枚方市	○							○											○								○							
大阪府	茨木市	○							○											○								○							
大阪府	八尾市	○							○										○									○							
大阪府	泉佐野市	○							○											○										○					
大阪府	富田林市	○							○											○										○					
大阪府	寝屋川市	○							○											○										○					
大阪府	河内長野市	○							○											○										○					
大阪府	松原市			○																		○						○							

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																												3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																												（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
43	43	41	1	1	0	0	0	0	41	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11	30	0	1	0	0	0	0	0	19	2	16	1	0	0	5	5
大阪府	大東市	○							○											○								○							
大阪府	和泉市	○							○										○															○	「申請日において失業中であり公共職業安定所に求職申込をしている者」を準要保護者として認めている。
大阪府	箕面市	○							○										○										○						
大阪府	柏原市	○							○											○								○							
大阪府	羽曳野市	○							○										○											○					
大阪府	門真市		○									○																○							
大阪府	摂津市	○							○										○									○							
大阪府	高石市	○							○											○										○					
大阪府	藤井寺市	○							○											○								○							
大阪府	東大阪市	○							○											○								○							
大阪府	泉南市	○							○											○										○					
大阪府	四條畷市	○							○											○										○					
大阪府	交野市	○							○											○								○							
大阪府	大阪狭山市	○							○											○										○					
大阪府	阪南市	○							○											○										○					
大阪府	島本町	○							○											○								○							
大阪府	豊能町	○							○											○										○					
大阪府	能勢町	○							○											○								○							

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じ個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
43	43	41	1	1	0	0	0	0	41	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11	30	0	1	0	0	0	0	0	19	2	16	1	0	0	5	5
大阪府	忠岡町	○							○											○									○						
大阪府	熊取町	○							○										○											○					
大阪府	田尻町	○							○										○									○							
大阪府	岬町	○							○										○											○					
大阪府	太子町	○							○										○											○					
大阪府	河南町	○							○											○										○					
大阪府	千早赤阪村	○							○											○														○	特になし

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で チと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
																										（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」により、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。			
																					係数（倍率）	係数（倍率）					ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他					
																					倍	倍																	
43	43	26	14	13	14	13	16	7	2	13	13	5	4	4	8	22	4	0	18	34	0	18	7	10	20	4	2	4	0	0	20	20	
大阪府	大阪市	○	○		○	○	○	○		○	○				○	○			○	1		火災、風水害、震災、その他の災害にあった者		○		○							25%未満
大阪府	堺市	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	1		特別な事情があり、要綱に定める項目に該当する場合、必要書類を提出し、再審査を行う。（本年度失業等による所得額の減少、医療費の支払いが高額など）	具体的な要件：合計所得額	○		○							20%未満
大阪府	岸和田市	○															○		○	1.1		保護者の死亡、失業、離婚、長期入院等の特別な事情があれば所得超過でも再判定する。		○				○					30%未満
大阪府	豊中市	○															○			1.2					○						平成25	4	15%未満
大阪府	池田市	○	○	○	○	○	○			○	○								○			申請年度に保護者の死亡、疾病、離婚、失業及び廃業があった場合並びに学校長が特に必要と認めた場合 ※所得が生活保護の基準額の1.3倍以下の場合に限る											10%未満
大阪府	吹田市																○			1.2					○						平成25	3	15%未満
大阪府	泉大津市	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○			○	1.1		就学援助金の受給要件に該当しない世帯で、経済的理由で、公立小中学校への児童生徒の就学が困難な保護者と学校が判断した場合、学校長から教育委員会へ申し立てることにより、特例措置として認定する。	（6）について、（3）のサに関係する。		○						平成25	8	20%未満
大阪府	高槻市																○		○	1.2		通常は前年の所得金額により審査しているが、勤務先からの解雇や倒産など、前年に比べ経済状況が悪化した場合は、現年の見做し所得金額により審査を行っている。	認定基準は、国から生活保護基準の見直しに伴い、他制度への影響が及ぼさないようにする対応方針が示されたため、平成26年度から据え置き。		○						平成26	1	15%未満
大阪府	貝塚市	○	○	○	○	○	○			○	○						○			1.2				○				○					20%未満
大阪府	守口市	○																	○			添付資料　守口市就学援助費支給要綱　第4条に記載											25%未満
大阪府	枚方市	○																	○			前年の大阪市消費者物価指数に前年度の認定基準額を乗じたものを新たな認定基準額としている。											20%未満
大阪府	茨木市																○			1.15			借家世帯・・・約323万円、持家世帯・・・約305万円 ※父、母、子2人の4人世帯		○							平成25	3	15%未満
大阪府	八尾市	○															○		○	1.1		火災等の罹災世帯	（課税所得等の分類）合計所得金額 （基準額の算出方法等）平成24年4月の基準額×3ヶ月+平成25年4月の基準額×9ヶ月の計算で第1類と第2類を計算し、これに住宅費を合算したものに1.1を乗じて基準額を算出している。		○							平成25	4	20%未満
大阪府	泉佐野市																○			2				○			○						30%未満
大阪府	富田林市																○			1.3					○						平成26	4	25%未満
大阪府	寝屋川市	○															○			1.17					○						平成25	8	25%未満
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○			統一基準は設けられておらず、世帯の所得状況、保護者の申請理由及び学校長の所見等を鑑み、総合的に判断。											15%未満
大阪府	松原市	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○			1.1					○						平成29	4	25%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																	6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について											令和4年度
																												4.（1）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応											
																												（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」により、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」により、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。						年	月	
																						倍	倍					ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他				
43	43	26	14	13	14	13	16	7	2	13	13	5	4	4	8	8	22	4	0	18	34	0	18	7	10	20	4	2	4	0	0	20	20	
大阪府	大東市	○					○										○				1.2				○		○							25%未満
大阪府	和泉市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○			○	1.1		障害年金・遺族年金の受給者			○						平成25	4	20%未満
大阪府	箕面市						○									○				○	1.2		・罹災したことにより、家計が悪化した世帯 ・失業等により、令和5年中に予期せず家計が急変した世帯	（4）補足：学校給食費の支給についての生活保護基準額に掛ける係数（倍率）…1.0倍	○				○					15%未満
大阪府	柏原市																○				1.1					○							平成27	4	15%未満
大阪府	羽曳野市	○	○	○	○		○			○	○						○				1.05					○							平成24	12	20%未満
大阪府	門真市	○																		○			令和4年中の世帯（住民登録上）全員の所得の合計額が認定基準額以下の世帯。ただし給与所得もしくは公的年金等所得がある者については、総所得金額から最大10万円を引いた額により審査する。（例．4人世帯：2,846,000円）											30%未満
大阪府	摂津市																○				1					○							平成22	4	25%未満
大阪府	高石市																○				1.15					○							平成24	9	20%未満
大阪府	藤井寺市	○																		○			4・5月中の申請者の場合、令和4年度又は令5年度いずれかの市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額（61万円+（16歳未満の扶養親族数×33万円））以下の方。 6月以降の申請者の場合、令和5年度の市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額（61万円+（16歳未満の扶養親族数×33万円））以下の方。											20%未満
大阪府	東大阪市																			○			給与所得者と生活保護受給者の生活費充当額の対比により認定基準額を設定している											25%未満
大阪府	泉南市																○				1.1					○							平成25	4	30%未満
大阪府	四條畷市																			○			前年度所得が、世帯状況に応じた「世帯所得額」と「加算額」が認定基準所得額以下であること。 「世帯所得額」は4人世帯で、2,888千円（家族1人につき315千円を加減算）、「加算額」は小学生1人につき120千円、中学生1人につき160千円を加算。なお、所得額は改正前税法による所得で算定する。											20%未満
大阪府	交野市	○															○				1					○							平成25	8	15%未満
大阪府	大阪狭山市	○	○													○					1.3				○				○						20%未満
大阪府	阪南市															○					1.1			審査基準額＝（①最低生活費+②冬季加算+③母子加算+④教育扶助+⑤期末一時扶助）×（係数1.1）+⑥住宅扶助+⑦給食費	○			○							15%未満
大阪府	島本町															○					1.3					○							平成24年	12	10%未満
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○							平成25	8	10%未満
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○			○										○			①保護者が死亡された方②保護者の疾病があった方③保護者の廃業・失業等があった方④災害等に罹災した方、のいずれかに該当し、世帯の経済状態が著しく悪化していると認められる者											25%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																		6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																		（2）（1）でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに〇をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）でソ、タに〇をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応											
																										（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に〇をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に反映させるか。	（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に〇をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。							年	月	
																				倍	倍					ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他				
43	43	26	14	13	14	13	16	7	2	13	13	5	4	4	8	8	22	4	0	18	34	0	18	7	10	20	4	2	4	0	0	20	20	
大阪府	忠岡町															〇					1.2				〇		〇							20%未満
大阪府	熊取町																	〇			1.1													25%未満
大阪府	田尻町	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇	〇				〇		〇				1.15					〇						平成25	4	10%未満
大阪府	岬町																〇				1					〇						平成25	7	20%未満
大阪府	太子町	〇	〇															〇			1.25													20%未満
大阪府	河南町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇				〇			〇		〇	1.29		上記以外で、病気、失業、事故など家庭事情のため経済的に困っている方											20%未満
大阪府	千早赤阪村	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			〇			1.25													20%未満

Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について

7. 令和5年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	（1）費目毎の援助額																																								（2）補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
43	43	43	1	1	1	1	1	40	40	3	9	43	0	0	0	0	0	42	42	2	3	12	9	9	3	3	3	0	0	1	4	43	21	21	21	21	21	0	0	1	0	25
大阪府	大阪市	○	○	9794								○						○	54060			○	○	5913								○	○	15611								「通学用品費」、「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」、「クラブ活動費」、「生徒会費」及び「卒業アルバム代等」は、「学用品費」に含む。
大阪府	堺市	○						○	※		1年：13,230円 2年～6年：15,500円	○						○	54060													○	○	16769								
大阪府	岸和田市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	17127								
大阪府	豊中市	○						○	※		1年のみ13,230円、2～6年は15,500円	○						○	63100													○			○	24000	22918				
大阪府	池田市	○						○	※		1年生13,230、2～6年生15,500	○						○	54060													○	○	28329								・「学用品費」には通学用品費（1年生を除く）及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む ・令和5年度は給食費無償化により支給なしとなる見込み
大阪府	吹田市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	16186								・通学費について、令和4年度支給実績なし ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は国の要保護補助金の予算単価の2倍 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、5.6年生対象 ・医療費について、決算額/実支給人数にて算出
大阪府	泉大津市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	12841					○医療費：医療券を発行 ○学校給食費：該当学年5年生。割合は18.63%（5年生591人／3488人）令和4年5月1日現在 　学年ごとの金額　1年生：38,700円、2年生：39,345円、3・4年生：40,260円、6年生：40,500円
大阪府	高槻市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	20080								学校給食費については、4～7月は実費支給で、8～3月は無償化。
大阪府	貝塚市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○			○	22690	16719					通学費は実績なし 給食費は全学年の支給金額を記入
大阪府	守口市	○						○	11630	○	「学用品費及び通学用品費」として支給	○						○	63000	○	新入学児童（未就園児）54,060円	○	○	0							該当者なし	○			○	22690	17888					
大阪府	枚方市	○						○	11630			○						○	54060													○								○		修学旅行費：市立校は実費（予算単価26,000円）、国・私立校は22,690円を上限としている。 宿泊有校外活動費：市立校は実費（予算単価5,000円）、国・私立校は3,690円を上限としている。 小学校入学準備金は、小学校入学前に支給している。
大阪府	茨木市	○								○		○						○	54060													○	○	24214								学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊を伴わないもの）・・・一定額（1年13,230円、2～6年15,500円） 学校給食費・・・令和4年度中給食費無償化のため、支給実績なし
大阪府	八尾市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	13535					「平均支給額」の欄は令和4年度実績 学校給食費については令和5年度小学校給食費無償化のため支給無し
大阪府	泉佐野市	○						○	11630			○						○	51060													○			○	22690	16619					通学用品費は学用品費に含まれている。
大阪府	富田林市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	20064					
大阪府	寝屋川市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	17411								
大阪府	河内長野市	○						○	11630			○						○	54060			○			○	40020	19803					○	○	14075								
大阪府	松原市	○						○	11100			○								○	学用品費に含む。											○			○	21000	16997					通学用品費、新入学児童生徒学用品等は学用品費に含む。（金額11,000円） 学校給食費は、無償化により支給額はありません。

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																								8. その他
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																								
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																								(2)補足事項
		(1)　費目毎の援助額																																								就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
43	43	43	1	1	1	1	1	40	40	1	9	41	0	0	0	0	0	40	40	1	1	12	9	9	3	3	3	0	0	1	2	43	20	20	22	22	22	0	0	1	0	25	4
大阪府	大阪市	○	○	11134								○						○	60000			○	○	24561								○	○	49516								「通学用品費」,「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」,「クラブ活動費」,「生徒会費」及び「卒業アルバム代等」は、「学用品費」に含む。	
大阪府	堺市	○						○	※		1年：25,040円 2年～3年：27,310円	○						○	63000													○	○	64495									生活保護基準の見直しを就学援助制度の認定基準に反映させているが、基準額は減少しないように維持している。
大阪府	岸和田市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	60726									
大阪府	豊中市	○						○	※		1年のみ25,040円、2～3年は27,310円	○						○	79500													○			○	60000	41786						
大阪府	池田市	○						○	※		1年生25,040、2～3年生27,310	○						○	63000													○	○	62393								・「学用品費」には通学用品費（1年生を除く）及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む ・令和5年度は給食費無償化により支給なしとなる見込み	
大阪府	吹田市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○	○	53866								・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は国の要保護補助金の予算単価の2倍 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、5.6年生対象 ・医療費について、決算額/実支給人数にて算出	
大阪府	泉大津市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	49635					○医療費：実績なし ○学校給食費：該当学年1年生、割合は32.12%（1年生584人／1818人）令和4年5月1日現在 学年ごとの金額　2年生：51, 900円、3年生：47,700円 ○校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし	
大阪府	高槻市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0							実績なし	○	○	55356									
大阪府	貝塚市	○						○	22730			○						○	60000			○	○	0								○			○	60910	55827					通学費は実績なし 体育実技用具費　7,650（柔道）、52,900（剣道）、平均支給額3,600	
大阪府	守口市	○						○	22730		「学用品費及び通学用品費」として支給											○	○	0							該当者なし	○			○	60910	50988						
大阪府	枚方市	○						○	22630			○						○	63000													○								○		修学旅行費：市立校は実費（予算単価43,000円）、国・私立校は60,910円を上限としている。 宿泊有校外活動費：市立校は実費（予算単価12,000円）、国・私立校は6,210円を上限としている。 国・私立校で学校給食がある場合、年額62,000円を上限として支給。市立校では選択給食が行われているので、喫食分のみ実費支給。	
大阪府	茨木市	○								○		○						○	63000													○	○	58869								学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊を伴わないもの）・・・・一定額（1年25,040円、2～3年27,310円） 学校給食費・・・選択制給食が対象。非課税世帯は全額支給。その他は半額支給 校外活動（宿泊を伴うもの）は実施がなかったため、支給実績なし	
大阪府	八尾市	○						○	22730			○						○	60000													○			○	60910	56953					「平均支給額」の欄は令和4年度実績 学校給食費については令和5年9月から中学校給食費無償化のため支給無し	特にありません。
大阪府	泉佐野市	○						○	22730			○						○	60000													○			○	60910	60516					通学用品費は学用品費に含まれている。	
大阪府	富田林市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	41933						
大阪府	寝屋川市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	49557									
大阪府	河内長野市	○						○	22730			○						○	63000			○			○	80880	29060					○	○	57068									
大阪府	松原市	○						○	21700			○								○	学用品費に含む。											○			○	48000	47318					通学用品費、新入学児童生徒学用品等は学用品費に含む。（金額21,700円） 学校給食費は、無償化により支給額はありません。	

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |